の軽減は　②使用料の減免対象となる社会教育団体は　③利用申請の受付日は　④親子劇場はなぜ社会教育団体に認定されないのか

**助役**　①営利を目的としないものや公共の団体、小中学生町民、町内事業所は特別なものを除き使用料は徴収しない。②婦人協議会、ボーイスカウト、体育協会、文化団体協議会など　③公民館などは5日前、内容により前もって受け付けている。

**教育長**④公演のとき多くの人が集まり、もし事故が起きたらどこが責任をとるのかが明確になっていないことが理由、そのほかの理由については明らかにできない。

## 新潟脳外科病院を救急指定病院に町も要望。病院は申請すると思う

**E議員**　新潟脳外科病院について　救急指定病院にぜひともできないか

**町長**　町は救急指定病院にしてほしいと要望しており、病院はすると思う。

## 木陰のある公園づくりを実現して今後出来る住宅団地には計画する

**E議員**　緑ある町づくりについて　①木陰のある公園づくりをぜひ実現してほしい　②街路樹などの計画はないのか　③花を植えている人たちがいる。町は補助しないか。

**町長**　①②今後できる団地は公園を造るようにしたい。寺地南団地は樹木が植えられているし、仮称寺地西団地も住宅供給公社に街路樹を要望している。

③町としては今後花いっぱい運動を前向きに考えたい。

## 区画整理事業など合えば認定する関発で造った道路は町道になるか

**F議員**　町道の考え方と町道整備計画は　①土地区画整理事業などによって造られた道路は町道になるのか。ミニ開発や排水路で町道が切れていたりするが　②町道拡幅の買収の考え方は

**町長**　①開発で造られた道路が町道に合うようであれば認定する。②買収は最近の売買実例などを参考にして、財政勘案の上実施する。

**企画開発課長**　区画整理事業の道路は町道になるような道路を造るので、出来上れば町で引き受けることになる。

## 北部地域の排水の管理、計画は今後、公共下水道の実施を検討

**F議員**　行政区域内における幹線排水路の整備計画及び管理について　①前川原ポンプ場排水区域　②それ以外の排水路の整備計画は　③観光物産センターの排水は

**町長**　①来年度幹線下水路の整備を終えたい。②公共下水道の実施を検討していく。

**建設課長**　①対象区域は大野金巻、善久、鳥原で182㌶。③物産センターの計画がまだできていない。公共下水道は検討している。

## 新幹線日陰補償金に課税税務署は課税の原則を通すという行政需要を考え職員数を決めたい臨時職員多く、正職員が定数不足

**G議員**　新幹線日陰被害補償に係る「水稲減収補償金」の課税について　①水稲減収補償金の内容は　②補償金の課税の根拠と経過について　③実質的に課税されない農業共済金との差別をどう考えるのか　④町と税務署当局との交渉の経過は

**町長**　郡内の町村長と補償は課税の対象外と交渉したが税務署側は全国的にそうであり原則を通すということである。

**助役**　①②③補償金は農業所得となるため課税の対象となると税務署は言う。

**町長**　町内の町村長と補償は課税の対象外と交渉したが税務署側は全国的にそうであり原則を通すということである。

**G議員**　町職員について　昨年町職員に6名応募し4名受験し2名合格したが、2次試験に一人も来なかった。①今年の募集内容と採用予定は　②町職員定数条例の定数を満たしていない。確保しないのか。③パート、臨時職員が定数の不足をはるかに超えて採用されている。内訳と待遇は。賃金が不十分ではないのか

**助役**　①申込者は技能労務職が16名、上級一般職が10名。採用予定は退職者によるのでまだ未定。②定数以上に職員がなれば違反だが以内であれば違反ではないと考えている。職員は行政需要を考えて数を決めていきたい　③パート、臨時職員は総務2、町史3、税務2、住民2、保育所12、保健2、商工1、農政4、建設2、教委15、施設管理人等10合計55名。賃金は一般で日額四、二〇〇円。引き上げ、手当て等は考えていない。

## 昭和62年度事業会計決算

水道事業会計は五、七八七万円の黒字です。給水戸数は、六、六七五戸、給水量は約二九〇万立方㍍で、前年度よりそれぞれ二・〇%、二・四%の増加でした。これに伴い収益は四億二、九六一万円で〇・三%の増。費用は経費節減に努め、二億七、八九三万円で一・六%の減となりました。しかし、配水管の老朽化に伴う改善工事や赤水対策などを進めなくてはなりませんし、企業債(借金)の残高が十三億円近くあるため、水道会計の実状は依然として厳しいものがあります。

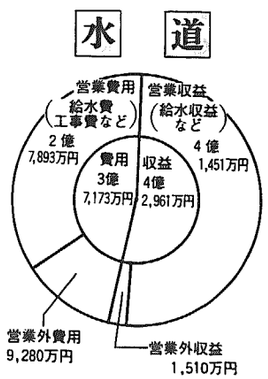

企業債が13億円

ガス事業会計は一、七一六万円の黒字です。黒鳥・緒立・北場が供給区域となったため、供給戸数は六、三二四戸で前年度より四一五戸増え、供給量も七三三万立方㍍で三八万立方㍍増加。事業収入は五億四、一八六万円で三、二六六万円増、費用は五億一六二万円で二、八六三万円増。この結果、黒字となりました。しかし、他エネルギーとの競合から需要の伸びが期待できないこと、ガス管工事や保安に多額の費用がかかることから、非常に厳しい状況にあります。

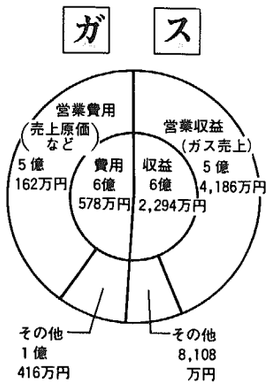

施設維持の費用大

# 綱紀粛正調査特別委員会報告書（主な内容）

**九月議会最終日の二十二日、綱紀粛正調査特別委員会の報告書が議会に提出され、坂井行康委員長がその報告をし、了承された。報告書の内容に添って、その一部を次のとおり町民にお知らせする。**

黒埼町議会議長
野崎　太策殿

綱紀粛正調査特別委員会委員長
坂井　行康

大型店出店に係わる金銭授受に関する事項の調査結果を下記のとおり報告いたします。

昭和63年8月30日

本件は、昭和62年1月18日消印で匿名の封筒が本町議会議員、町農業委員、自治会長などを始め町内に広く配布されたことによって発生したのであります。

（中　略）

前議会は、議会として町民から負託された町政の監視役としての機能を果たすべく、佐藤議長を中心にこの事の真相を正すべく議会に地方自治法第100条に基づく特別委員会の設置が提起され全会一致で可決されました。（中略）しかし、結果として解決の糸口にさしかかった段階で町議会の任期満了で審議未了になったのであります。

（中略）

昭和62年9月25日の本会議で地方自治法第100条に基づき大型店出店に係わる金銭授受に関する事項を調査のため綱紀粛正調査特別委員会が再度設置されたのであります。

**1、綱紀粛正調査特別委員会の構成**　定数10名

委員長　坂井行康　副委員長　山際由衛　委員　高橋博男　白川耕　高橋勇（63年6月30日辞任）高橋重雄　岩野弘昌　風間豊博　志賀勝　明戸和枝　※横山仁幸（63年7月19日選任　8月8日辞任）

**2、調査経過**（主な内容）

(1)委員会開会状況

委員会開会日…昭和62年9月25日、11月13日　11月24日　12月2日　昭和63年1月13日、1月21日、2月2日、2月16日、4月5日、4月13日　4月25日、5月11日、6月13日、7月5日、8月4日、8月11日、8月30日、合計17回

協議会開会日…昭和63年1月8日、5月27日、6月7日　6月13日、7月11日、7月14日、7月21日、7月26日、8月4日、8月19日、8月25日　合計11回　出張調査2回

**3、調査結果**（略）

**4、調査結果に基づく本委員会の結論**（一部抜粋、原文通り）

①株式会社ウオロクについて

㈱ウオロクが新しい市場に進出するに当たって政治団体に多額な金の寄付行為は常識な判断力を働かせれば疑惑を招くことは当然であります。会社の決定で黒埼町政経会に仲介の労を依頼し便宜を図ってもらいたい考えが調査過程で見え隠れしているのであります。

②黒埼町政経会について

黒埼町政経会の昭和59年度60年度とも㈱ウオロク寄付の100万円は1円たりとも新潟県選挙管理委員会に報告されていません。（中略）昭和60年3月31日当時の黒埼町政経会幹部の100万円寄付の理由と処理について、100万円の流れについての争いはないものの❶100万円の援受について㈱ウオロクか黒埼町政経会のいずれの側から申し込んだか❷㈱ウオロクからの100万円の小切手の受け渡し時期❸㈱ウオロクから受け取った100万円と青木町長に渡った100万円との関係について証言は三者三様で本件の解明を一層わかりにくいものにしています。

③青木太一郎町長について

青木町長は潔白であるならば積極的に解明に努力すべきで、しかも青木町長は事前に黒埼町政経会幹部の会議後、㈱ウオロクの100万円寄付について知らされていながら授受することはいかなる理由をつけようとも、その疑惑を払拭出来るものでないのは当然であります。

**5、株式会社ウオロクの100万円の経路について**（抜粋）

証拠物として提出され確認されたものは、㈱ウオロク発行の100万円の小切手の写しと黒埼町政経会発行の100万円の領収書の写し及び㈱第四銀行大野支店の黒埼町政経会の預金口座の写しでありました。

**6、終わりにのぞんで**（略）

**7、調査終了にあたって　町民のみなさま方に**（全文）

町民のみなさま方、昭和62年9月25日の本会議で再度設置された綱紀粛正調査特別委員会は報告書をまとめるにあたってこの1年間で11回の委員協議会と17回の委員会を開きました。この間みなさまから寄せられた御批判、御意見に耳を傾け特別委員会の設置目的を果たすべく調査活動を行って参りました。

結果として株式会社ウオロクより振り出された100万円の意図、流れは全体として解明出来たと思いますが、証言が重要なポイントで違いを見せるなどして、鮮明に浮き彫り出来なかったことを御報告することを残念に思っております。

また、この場で数種のビラを出された人達に一言言いたいと思います。「民主主義のルールに従って、主張すべき場所で主張を述べ論を張るべきでないでしょうか」

最後に議会は司法当局ではありません。100条調査権だからといって他人の罪をあばくものではありません。調査権しか付与されていない地方議会にも係らず特別委員会の方々は限度ある中で、しかも、一部委員が途中で辞任という不測の事態が生じたにも係わらず精一杯調査活動に努力されましたことを付け加え御報告といたします。